

# 安全・安心まちづくり委員会の役割

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(H18. 3制定)



安全・安心まちづくり委員会の設置(H18)

## 【委員会の役割】

### 1 基本計画の策定

H19.4

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の制定

計画期間: 5年間  
(平成19年4月～平成24年3月)

H24.4

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の改定

計画期間: 5年間  
(平成24年4月～平成28年3月)

### 2 基本計画に沿って実施される各事業への意見・提言

平成24年度の委員会においては、平成24年4月に策定された新基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し、意見・提言を行う。